

## 令和6年度 稲毛区役所大規模改修工事に伴うブラインド設置業務委託仕様書

### 1 業務名称

令和6年度 稲毛区役所大規模改修工事に伴うブラインド設置業務委託

### 2 概要

千葉市稲毛区役所の大規模改修工事に伴い、指定するブラインドを調達の上、指定期日までに当該ブラインドを指定場所に設置することを目的とする。

3 履行期間 令和6年4月1日～令和7年1月31日

4 履行場所 千葉市稲毛区役所（千葉市稲毛区穴川4-12-1）

### 5 業務内容

別添一覧のブラインドを調達の上、稲毛区役所2・3階の各指定先に設置する。

設置時期は以下のとおり

① 2階：令和6年6月（詳細未定） ② 3階：令和6年12月（詳細未定）

※現場調査が必要な場合は、これを含む。

### 6 特記事項

（1）当該業務は、改修工事に伴う移動作業であることから、工事の進捗状況や施設の都合等により変更となる場合がある。

（2）受注者は、設置場所等において、損傷の恐れがあると判断される部分について養生を行い、発注者の了承を得るものとする。なお、受注者は、当該場所の作業が終了するまでの間、養生を維持するものとする。

### 7 作業実施上の注意事項及び留意事項

業務を実施する際は、衛生及び火気の取り扱いに留意するとともに、以下の事項についても十分留意すること。

（1）作業の実施にあたっては必要な関係法令を順守し、第三者のほか受注者の従業員及び職員等の安全確保に万全を期するとともに、安全作業に努め事故の絶無に期すること。

（2）作業に従事する者は、常時清潔な一定の作業服と名札を着用すること。また、言語、行動には十分留意し、第三者、職員等に不快感を与えることのないよう留意するとともに、高所作業時及び重量物の運搬時には、安全に十分留意すること。なお、業務に関係のない場所及び諸室への出入りはしないこと。

（3）使用する資機材は品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し使用すること。

（4）備品等を損傷させないこと。なお、移動作業実施中に損害を与えた場合、建物・工作

物・備品等に対し、故意又は過失により損害を与えたときは、受注者の負担とする。

(5) 騒音をできるだけ抑えること。

(6) 業務履行中に建物施設等の破損個所を発見した場合は発注者に報告すること。

(7) 拾得物及び不審物は、ただちに発注者に届け出ること。

(8) 発注者は指定する職員をこの業務に立ち合わせることができるものとする。

(9) 受注者は、業務の執行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その一切の責任は受注者が負うものとする。また、本業務の執行にあたり生じた損害については、受注者の責に帰する理由のほかは発注者の負担とする。

(10) 本業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守し、本仕様書に定められた項目を誠実に履行すること。また、従業員への賃金の支払いや労働条件についても、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するとともに、従業員の賃金について、発注者から関係書類等の提出を求められた場合はただちに提出すること。

## 8 その他

当該業務を遂行する上で役務内容、仕様もしくは条件に疑問点や変更が生じた場合、または仕様書に記載のない事項については、直ちに発注者と受注者で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。